

国際関連情報 FASB 情報

FASB の動向 (2021年11月～2022年1月)

ASBJ 専門研究員 きむら ひろと
木村 寛人

ASU 案（公開草案）「期中における財務報告（トピック 270）：開示の枠組み—期中における財務報告の開示要求の修正」の公表（2021年11月）

米国財務会計基準審議会（FASB）は、2021年11月1日に、会計基準更新書（ASU）案（公開草案）「期中における財務報告（トピック 270）：開示の枠組み—期中における財務報告の開示要求の修正」を公表した。コメント期間は2022年1月31日までであった。

本 ASU 案は、FASB の開示フレームワークプロジェクトの一環として、財務諸表の注記における開示の有効性を向上させるものである。この提案は、トピック 270 を更新するもので、一般に公正妥当と認められる会計原則（GAAP）に準拠して期中財務諸表及び注記を作成する企業の会計原則の適用及び報告実務を明確にするものである。本 ASU 案は、GAAP に準拠した期中財務諸表及び注記を提供するすべての企業に適用される。

本 ASU 案の提案の概要は以下のとおりである。

- (1) 従来、米国証券取引委員会（SEC）規則 S-X に含まれていた、企業に重要な影響を与える重要な事象又は取引が前期末以降に発生した場合に期中期間に開示することを求める要求を取り入れる。
- (2) GAAP に準拠した期中財務諸表及び注記の表示及び開示の選択肢を明確化する。
また、本 ASU 案には、比較情報の開示が必要な場合を明確にするための修正が含まれている。

FASB は、利害関係者からの意見を検討した後、本 ASU 案の発効日及び早期適用を認めるかどうかを決定する予定である。本 ASU 案による修正は、将来に向かって適用される。

ASU 第 2021-09 号「リース（トピック 842）：公開の営利企業でない借手の割引率」の公表（2021年11月）

FASB は、2021年11月11日に、ASU 第 2021-09 号「リース（トピック 842）：公開の営利企業でない借手の割引率」を公表した。

本 ASU は、公開の営利企業以外の借手（非公開の営利企業、非営利組織、従業員給付制度

を含む。）の割引率のガイダンスを改善するものである。

FASB は、2016年2月に、ASU 第 2016-02 号「リース（トピック 842）」を公表した。ASU 第 2016-02 号は、公開の営利企業でない

借手に対して、すべてのリースの割引率としてリスク・フリー・レートを使用するという会計方針の選択を可能にする実務上の便法を提供している。これに関して、一部の非公開の営利企業の利害関係者は、リスク・フリー・レート（例えば、米国債の利回り）は、予想される平均的な追加借入利率に比べて低いため、リスク・フリー・レートを選択すると、企業のリース負債及び使用権資産が増加する可能性があることを指摘していた。

この懸念に対処するために、本 ASU では、公開の営利企業以外の借手に対し、リスク・フリー・レートの選択を企業全体ではなく、原資産のクラスごとに行うことができるとされている。また、個々のリースについてリースの計算

利率が容易に決定できる場合には、リスク・フリー・レートの選択の有無にかかわらず、借手はリスク・フリー・レートや追加借入利率ではなく、その利率を使用することが要求される。

本 ASU の発効日は、2021 年 11 月 11 日時点でトピック 842 をまだ適用していない企業と適用している企業とで異なる。前者は、トピック 842 を採用すると同時に、このアップデートの修正を適用する必要がある。後者は、この修正を 2021 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2022 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度の期中期間に適用する。また、早期適用は認められる。

ASU 第 2021-10 号「政府援助 (Topic 832) : 政府援助に関する営利企業の開示」の公表 (2021 年 11 月)

FASB は、2021 年 11 月 17 日に、ASU 第 2021-10 号「政府援助 (Topic 832) : 政府援助に関する営利企業の開示」を公表した。

本 ASU では、営利企業が受ける特定の種類の政府援助に関する情報を財務諸表の注記で開示することを義務付けることにより、財務報告の透明性を高めることが期待されている。

現行の米国会計基準では、営利企業が受ける政府援助に関する会計処理や開示の特定の権威あるガイダンスが存在していないため、実務に多様性が生じていた。そこで、本 ASU では、補助金又は拠出金の会計モデルを類推適用して会計処理されている政府との取引について、以下の年次開示を要求している。

- (1) 取引の性質及び取引の会計処理に適用した関連する会計方針に関する情報
- (2) 取引の影響を受ける貸借対照表及び損益計算書の表示項目と、それぞれの表示項目に計上されている金額

- (3) コミットメント及び不確実性を含む、取引の重要な条件

本 ASU は、政府との取引を他の米国会計基準における助成金又は拠出金の会計モデルを類推適用して会計処理する企業（トピック 958「非営利企業」の適用対象となる非営利企業、並びにトピック 960「確定給付年金制度」、トピック 962「確定拠出年金制度」及びトピック 965「保健福祉給付制度」の適用対象となる従業員給付制度を除くすべての企業）に適用される。

本 ASU は、適用範囲内のすべての企業に対して、2021 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度に係る財務諸表から適用される。早期適用は認められる。

ASU 案（公開草案）「金融商品—信用損失（トピック 326）：不良債権の再編及び組成年度別の開示」の公表（2021 年 11 月）

FASB は、2021 年 11 月 23 日に、ASU 案（公開草案）「金融商品—信用損失（トピック 326）：不良債権の再編及び組成年度別の開示」を公表した。コメント期間は 2021 年 12 月 23 日までであった。

本 ASU 案は、特定のローンの借換え、再編及び貸倒れについて投資家に提供される情報の意思決定上の有用性を向上させることを目的としている。

本 ASU 案は、投資家に適切な情報を提供するという基準の目的が達成されているかどうかを評価する ASU 第 2016-13 号「金融商品—信用損失（トピック 326）：金融商品に関する信用損失の測定」の適用後レビュー（PIR）プロセスの一環として、FASB が特定した分野に対応するものである。2016 年に現在予想信用損失（CECL）モデルを導入した信用損失基準を発行して以来、FASB は、その適用状況をモニタリングし、利害関係者を支援するためのリソースを提供してきた。

CECL を採用した債権者による不良債権の再編

2021 年 5 月の円卓会議を含む FASB の信用損失基準の PIR において、投資家やその他の利害関係者は、債権の条件変更を不良債権の再編（TDR）として追加指定し、関連する会計処理や開示を行うことは不必要に複雑であり、もはや意思決定に有用な情報を提供していないと指摘した。また、CECL モデルでの予想損失の測定には、TDR モデルの将来予測的な（forward-looking）側面がすでに組み込まれており、投資家にとっての関連情報は、特定の修正に関する開示を強化することでよりよく伝わると指摘する声もあった。

本 ASU 案における修正により、債権者によ

る TDR に関するガイダンスが廃止される一方で、財務的に困難な状況にある債務者に対して行われる債権者によるローンの借換えや再編に関する開示要求が強化される。

組成年度別の開示—グロスの貸倒額

一部の利害関係者は、トピック 326 における金融債権の情報を組成年度ごとに表示するという開示要求（組成年度別の開示（vintage disclosures））について、グロスの貸倒額と回収額を表示する必要があるのかが不明であると指摘していた。

このような意見に対応するため、本 ASU 案では、金融債権及びリース純投資について、組成年度別にグロスの貸倒額を開示することを求めている。

FASB は、修正案に関する ASU の発効日時点で、ASU 第 2016-13 号を適用している企業については、利害関係者からの意見を検討した後、本 ASU 案の発効日を決定する予定である。一方、ASU 第 2016-13 号をまだ適用していない企業については、本 ASU 案の発効日は ASU 第 2016-13 号の発効日と同日とすることが提案されている。本 ASU 案による修正は、一部の場合を除き、将来に向かって適用することが提案されている。

ASU 案（公開草案）「負債—サプライヤー・ファイナンス・プログラム（サブトピック 405-50）：サプライヤー・ファイナンス・プログラムに係る債務の開示」の公表（2021年12月）

FASB は、2021年12月20日に、ASU 案（公開草案）「負債—サプライヤー・ファイナンス・プログラム（サブトピック 405-50）：サプライヤー・ファイナンス・プログラムに係る債務の開示」を公表した。コメント期間は2022年3月21日までである。

本 ASU 案は、投資家やその他の資本配分者が、買手の運転資金、流動性及びキャッシュ・フローに対するサプライヤー・ファイナンス・プログラムの影響をよりよく考慮できるようにすることを目的としている。

本 ASU 案は、財又はサービスの購入に関連してサプライヤー・ファイナンス・プログラムを利用する買手に影響を与える。サプライヤー・ファイナンス・プログラムは、リバース・ファクタリング、支払債務ファイナンス、仕組み支払契約とも呼ばれ、買手がその仕入先に対し、請求書の支払期日前に支払いを受けるオプションを提供することを可能にするもので、買手が有効と確認した請求書に基づいて、第三者金融機関又は仲介業者から支払いがなされる。

このプログラムに関して、関係者は、(1)一般に公正妥当と認められる会計原則（GAAP）には、サプライヤー・ファイナンス・プログラムに関する明確な開示要求がないこと、及び(2)買手は、契約の事実と状況に応じて、そのプログ

ラムの対象となる債務を買掛金と同じ貸借対照表科目に表示することも、別の貸借対照表科目に表示することもあり得ることから、透明性が欠けていることを指摘していた。

本 ASU 案は、こうした問題に対処するため、サプライヤー・ファイナンス・プログラムの買手に対し、投資家がプログラムの性質、期間中の活動、期間中の変化、潜在的な規模を理解できるよう、プログラムに関する十分な情報の開示を義務付けるものである。この目的を達成するために、買手はプログラムについて以下の情報を開示することが提案されている。

- (1) プログラムの主要な契約条件
- (2) 買手が金融機関又は仲介業者に対して有効と確認した債務額についての、
 - ① 期間終了時点の未払残高
 - ② その金額が貸借対照表のどこに表示されているかの説明
 - ③ 確認された債務額やその後の支払額など、期中のその金額の変化

FASB は、利害関係者からのフィードバックを検討した後、本 ASU 案の発効日を決定する予定である。早期適用も認められる。また、本 ASU 案による修正は、貸借対照表が表示される各期について遡及適用されることが提案されている。